

遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の概要

北海道農政部

制定の趣旨

この条例は、遺伝子組換え作物の開放系(一般の屋外ほ場など)での栽培等を規制することによって、一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止し、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図るためのルールを定めたものです。

目的

- 交雑及び混入の防止、生産上及び流通上の混乱の防止
- 遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整
- 道民の健康の保護並びに本道における産業の振興

制度の仕組み

区分	概要
開放系一般栽培 (開放系試験栽培以外の栽培) 許可制	① 栽培者は、地域説明会を開催した後、知事に許可を申請 ② 知事は、食の安全・安心委員会の意見を聴取し、許可・不許可を決定 (上記の委員会の中に研究者からなる専門部会を設置し、ここで科学的見地に立って調査審議) ③ 知事は、栽培許可者に対し、必要に応じて勧告、栽培中止命令、必要な措置命令、許可の取消しを行う。
開放系試験栽培 (試験研究機関※1による研究ほ場※2における試験研究目的の栽培) 届出制	① 試験研究機関は、地域説明会を開催した後、知事に届出 ② 知事は、食の安全・安心委員会の意見を聴取することが可能 (上記の委員会の中に研究者からなる専門部会を設置し、ここで科学的見地に立って調査審議) ③ 知事は、届出のあった試験研究機関に対し、必要に応じて栽培中止命令や必要な措置を命令

※1 試験研究機関

次に掲げる者であって道内に事務所又は事業所を有するもの

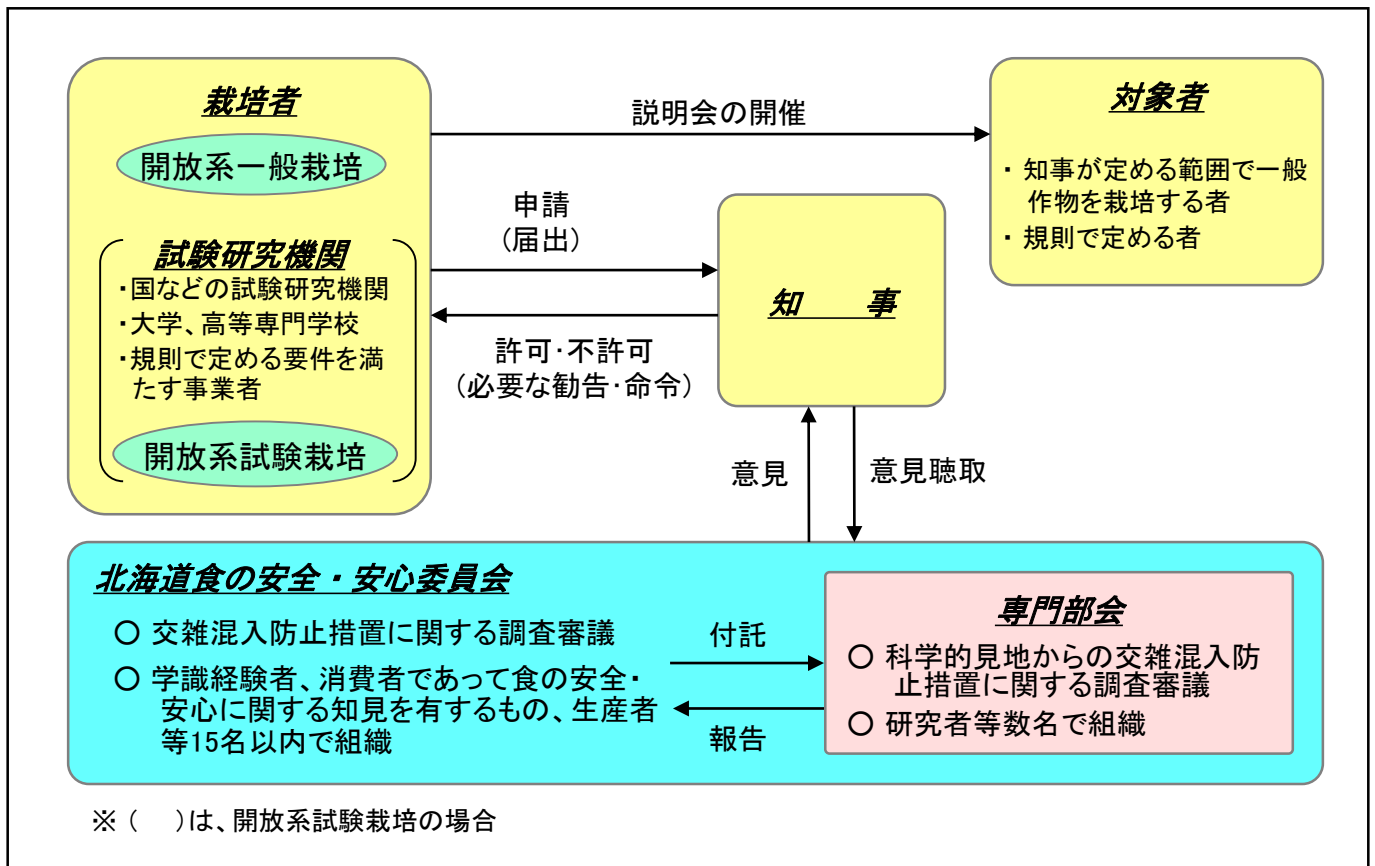
ア 国、独立行政法人、地方公共団体(試験研究機関を有する者)

イ 大学、高等専門学校の設置者

ウ 試験研究を業として行う事業者であって規則で定める要件を満たすもの

※2 研究ほ場

試験研究機関が試験研究の用に供する目的で使用する権原を有するほ場及び施設



遵守事項

栽培者又は試験研究機関は、次の事項を遵守しなければなりません。

- ① 管理責任者の設置
- ② 交雑混入防止措置の適正維持
- ③ 遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する記録及びその保管
- ④ モニタリング措置の実施及びその結果の知事への報告
- ⑤ 交雑又は混入が生じた場合、又は生ずるおそれがある場合の措置、知事への報告 など

報告徴収等、罰則

条例の施行に必要な場合における、道の報告徴求、立入検査、罰則等を規定

施行期日等

- 平成17年3月31日 制定
- 平成18年1月 1日 施行
- 平成21年3月31日 改正(条例の施行状況等の検討時期に関する改正)
- 平成26年3月28日 改正(遺伝子組換え作物の栽培許可申請に係る手数料の額に関する改正)
- 平成31年3月15日 改正(遺伝子組換え作物の栽培許可申請に係る手数料の額に関する改正)
- 令和 2年3月31日 改正(遺伝子組換え作物の栽培許可申請に係る手数料の額に関する改正)

交雑・混入防止措置基準のうち「交雑防止措置」

遺伝子組換え作物の開放系での栽培等により周辺の一般作物との交雑や野生植物等を介しての交雑を防止するため、次の措置を実施することを条例で定めています。

隔離距離による交雑防止措置

遺伝子組換え作物	交雑防止対象作物等		隔離すべき距離	
	同種作物 (人為的に管理されていないものを含む。)	交雑する可能性のある雑草	距離	左の条件
イネ	イネ	イネ属植物	300m以上	
			52m以上	① 300mの範囲内の一般イネとの出穂期の差を2週間以上確保するよう植付け ② 出穂期の差が2週間以上とならないときは、花粉の生成又は飛散防止措置を執る
ダイズ	ダイズ	ダイズ属植物	20m以上	
テンサイ	テンサイ・飼料用ビート・食用ビート・フダンソウ	フダンソウ属植物	2,000m以上	
トウモロコシ	トウモロコシ、テオシント	トウモロコシ属植物	1,200m以上	
ナタネ	西洋ナタネ・ナバナ等、ハクサイ・カブ・コマツナ・チンゲンザイ・ツケナ類等、カラシナ・タカナ等、カイラン	アブラナ属植物	1,200m以上	防虫網の設置その他の昆虫による花粉の飛散を防止する措置を執る

※「隔離すべき距離」設定の考え方：道内データや農林水産省実験指針に安全率（×2）を掛けて設定

上記の隔離すべき距離を確保できない場合に執るべき措置

- 交雑防止対象作物との間の距離を最大限確保
- 花粉の生成防止（摘花、植物体の除去、など）
- 花粉の飛散防止（除雄、袋かけ、防風網又は防虫網による被覆、温室栽培、など）
- 開花期を重複させない時期的な隔離

交雑・混入防止措置基準のうち「混入防止措置」

遺伝子組換え作物の開放系での栽培等により、一般作物の種子や収穫物への混入等を防止するため、次の措置を実施することを条例で定めています。

- 種子等（種子又は種苗）並びに収穫物の分別管理
- 種子等の播種、育苗及び定植の準備の際の混入防止
- 種子等の運搬の際のこぼれ落ち防止
- 種子等又は収穫物の鳥獣の食害による拡散防止
- 栽培等に使用する機械器具類（機械、器具及び設備）は、いずれかの措置を講じる
 - ・ 専用の機械器具類の使用
 - ・ 作業の都度、分解洗浄及び清掃の実施
- 機械器具類、作業に従事したものの衣類、靴等に付着した土又は作物のほ場外部への流出防止
- 収穫する際及び収穫物運搬時のこぼれ落ち防止
- 栽培終了後の作物の措置
 - ・ 収穫残さ物の鋤込み、焼却等による植物体の再生防止
 - ・ 上記の措置を行う際にほ場外に搬出する場合のこぼれ落ち防止
- 野良生え等の再生植物体は、開花前までに抜き取るなど適切な処理
- 当該ほ場で1年以内に同種一般作物を栽培する場合は、いずれかの措置を講ずる
 - ・ 当該栽培における遺伝子組換え作物の開花前の除去
 - ・ 収穫直後のほ場表面焼却や土壌消毒による残存種子発芽の防止
- モニタリングのために栽培する同種作物等は、上記と同様の混入防止措置を実施
- 遺伝子組換え作物ほ場であり部外者立入禁止を明示する看板や標識の設置

交雑・混入防止措置基準には、上記以外に「特記事項」として、交雑及び混入防止措置の実施に当たって、地理的、自然的条件その他の地域特性や作物特性により交雑又は混入を防止するために必要とされる措置を実施することも定められています。